



2026年5月22日

各 位

会 社 名 ジェコス株式会社
代表者名 代表取締役社長 野房 喜幸
(コード：9991、東証プライム)
問合せ先 総務部長 大坪 真己
(TEL. 03-6699-7402)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月25日開催予定の第59回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、2026年2月26日付「監査等委員会設置会社への移行および任意の指名・報酬委員会設置に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、取締役会における経営方針や中長期的な経営戦略に関する議論の充実、ならびに経営の意思決定の迅速化を目的に、本年6月25日開催予定の第59回定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月25日
定款変更の効力発生日	2026年6月25日

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 <u>監査役</u> 3 <u>監査役会</u> 4 会計監査人 <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、11名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">②～③ (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 <u>監査等委員会</u> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 会計監査人 <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、11名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">②～③ (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(招集、招集者および議長)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときはこの限りでない。</p> <p>②～③ (条文省略)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第26条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(招集、招集者および議長)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、取締役全員の同意があるときはこの限りでない。</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u></p>	(削除)
<p><u>第29条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	(削除)
<p><u>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(招 集)</u></p>	(削除)
<p><u>第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、監査役全員の同意があるときはこの限りでない。</u></p>	
<p><u>(決議の方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削除)
<p><u>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任限定契約)</u></p>	(削除)
<p><u>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	第5章 監査等委員会
<p>(新設)</p>	(常勤の監査等委員)
	<p><u>第27条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第35条～第38条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(招 集)</p> <p><u>第28条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、監査等委員全員の同意があるときはこの限りでない。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第29条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第30条～第33条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>当社は、第59回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>